

怪しい

と思ったら、

迷わず消費者センターへ!

被害を防ぐ

電話、来所、インターネットで相談に応じます

札幌市消費者センター

728-2121

(相談専用)

所在地 北区北8西3エルプラザ2階
(札幌駅北口地下歩道12番出口直結)

相談日時 平日9時~19時
(来所相談は16時30分まで)

インターネット相談は

土・日曜の電話相談窓口

消費者ホットライン☎0570-064-370(10時~16時)

※独立行政法人 国民生活センターにつながります

消費者センターって 何をしてくれるの?

問題解決を支援

- 「悪質商法かも?」と思ったときの対処法や契約を解除するクーリング・オフ(4週間)の仕方などを助言し、問題解決のお手伝いをします。
- クーリング・オフの期間が過ぎていても、契約に問題があるときは、事業者と交渉を行うことで解約できる場合も。諦めずにご相談ください。



情報提供

新手の手口の情報提供や不当請求業者名の公表を行うほか、必要に応じて適切な機関を紹介します。

高齢者や 障がい者を 悪質商法から 守ろう!

消費者被害防止ネットワーク事業が全区で始まりました

消費者トラブルに詳しい「消費生活推進員」が、ヘルパーや民生委員など日常的に高齢者や障がい者と関わっている方々と協力しながら、トラブルの防止や解決に取り組めます。



■トラブル解決までの流れ

1. 身近な人が「最近様子がおかしい」と気付く。
 例えこんなとき
 - ・玄関に見慣れない箱の山がある
 - ・お金に困っている様子だ
 - ・急に親しい人ができた など
2. 本人にさりげなく事情を聞く。
3. 消費生活推進員に相談し、調査を依頼。
4. 消費生活推進員が身近な人と一緒に自宅を訪問し、実態を調査。
5. 被害を受けている場合は、クーリング・オフの仕方を助言するほか、消費者センターに事業者との交渉を依頼するなど、問題の解決を支援。

あなたの身近にいる高齢者や障がい者が被害に遭っているのではと感じたら

728-8300 (札幌消費者協会) にご相談を

受付:平日9時~17時15分

一人で抱え込まず、早めに相談を

被害に遭ったと気付いても、「人に言うのは恥ずかしい」「迷惑を掛けたくない」という気持ちから、誰にも相談せずにいるケースは少なくありません。早めの相談が問題解決につながるだけでなく、未来の被害者を救うことにもつながります。「だまされたかも」と思ったら、すぐに消費者センターへご相談ください。

心得5カ条 悪質商法に遭わないために

- 1 「自分は大丈夫」が一番危険
「自分の身にも起こるかも」という意識が大事!
- 2 必要ないものははっきり断る
「いいです」は了解の意味にとられることも。「買いません」「必要ありません」ときっぱり言おう。
- 3 うますぎるもうけ話には落とし穴
「絶対もうかる」には要注意!
- 4 即断・即決は絶対だめ
署名・押印はくれぐれも慎重に。
- 5 一人で悩まず相談を
身近な人や消費者センターに話を一緒に解決方法を考えよう。